最終更新日：2018年7月2日
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表取締役社長　鳥越慎二
問合せ先：経営管理部長　栗原直彦
証券コード：8769
http://www.armg.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、社会といった、会社を取り巻く各ステークホルダーと健全かつ良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げることが、企業価値の最大化につながると考えており、その実現に向け、透明性と客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築、運営することを最重要課題の一つとして位置付けております。
当社は、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲による業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入し、取締役5名と取締役の兼任も含めた執行役員6名の体制をとるとともに、取締役会の監督機能の強化を図るため執行役員を兼任しない取締役には、経営者から独立した社外取締役3名を選任しております。また、経営の健全性確保に向け、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役設置会社の組織形態を採用し、監査役3名の体制をとっております。さらに各業務執行部門と独立した内部監査部門を設置し、子会社を含む全部門を対象に業務活動全般に関し内部監査を実施すると共に、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、改善事項の指摘・指導を行い、改善が必要な事項については改善の進捗状況の確認を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は約2％と相対的に低いと考えておりますが、今後、同比率を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1)企業理念につきましては、当社ホームページで開示しております。http://www.armg.jp/company/philosophy.html
経営戦略につきましては、決算説明会資料にて開示しております。http://www.armg.jp/ir/presen.html
中期経営計画につきましては、労働安全衛生法改正によるストレスチェック義務化という大きな市場の変化の最中で中長期の業績計画を公表することは、前提となる各数値に不確実性も高く、公表を見合わせておりました。今後は、ストレスチェック義務化に伴う市場の動きも落ち着くことから、中長期計画を公表できると考えており、早い段階で中長期計画の公表を行うこととします。
(2)当社は、株主・投資家の皆様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針としております。その実現のために、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などを中心とした内部統制システム及びリスク管理体制の一層の改善・整備をはかりコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。
(3)取締役の報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。 執行役員の給与については、業績・能力の評価を反映して決定しております。また、賞与については、各執行役員の業績に対する貢献度に基づき決定しております。 なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬を設定することとしております。
(4)当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、当社業績及び企業価値の向上に対する貢献度等を考慮し、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討し、取締役会で決定しております。
(5)取締役、監査役候補の指名を行う際には、2018年6月22日開催の株主総会以降、選任・指名についての理由を招集通知等により開示いたします。

【補充原則3-1-1 情報開示の充実】
中期経営計画を含む経営戦略や経営陣幹部の選任等に当たっての情報開示については、具体的な記載を行います。

【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務】
中期経営計画につきましては、労働安全衛生法改正によるストレスチェック義務化という大きな市場の変化の最中で中長期の業績計画を公表することは、前提となる各数値に不確実性も高く、公表を見合わせておりました。今後は、ストレスチェック義務化に伴う市場の動きも落ち着くことから、中長期計画を公表できると考えており、早い段階で中長期計画の公表を行います。
また公表した計画と実績の差異分析を行い、その分析結果を次期以降の計画に反映させ、さらに精度を高める工夫を行います。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務】
経営陣の報酬については、会社の業績及び各個人のパフォーマンス評価を反映した支給基準を定め、決定しております。また現時点では、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬などは導入しておりませんが、今後中長期的な業績連動報酬や自社株報酬の導入を検討いたします。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】
当社の社外取締役は、取締役会の他にも都度経営陣との積極的な意見交換を行っており、現時点において経営陣や監査役会との連携に係る体制整備を図る特段の必要性はないと理解しております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】
当社は監査役会設置会社であって独立社外取締役が取締役の過半数に達しており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、取締役会の審議により決定するとの考えから、独立社外取締役を主要な構成員とする委員会は設けておりません。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では現時点におきまして、経営戦略や中長期経営計画の公表を行っておりません。原則3-1でご説明のとおり、労働安全衛生法改正によるストレスチェック義務化という大きな市場の変化の最中で中長期の業績計画を公表することは、前提となる各数値に不確実性も高いことから公表を見合わせておりました。今後はストレスチェック義務化に伴う市場の動きも落ち着くことから、確実性の高い中長期計画を公表できると考えており、早い段階で中長期計画の公表を行います。
また、公表の際にはどのような経営指標を当社での目標とするのかを慎重に検討し、また経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主にわかりやすい言葉・論理で明確に説明するよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
当社は現在、政策保有株式として、あるいは純投資目的としても上場株式を保有しておりません。
今後いわゆる政策保有株式として上場株式保有の可能性が発生した際には、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、慎重に検討する方針としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規則において、取締役と当社間の取引については取締役会の承認事項と定めており、その取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示しております。
そのほか関連当事者に該当する企業や主要株主についても、年1回、取引状況を確認しており、現時点では関連当事者との取引はありません。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】
当社は、経営の意思決定機関としての取締役会において、法令または定款のほか取締役会規則に定められた事項を決定しております。
前記取締役会規則により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の意思決定及び執行は、経営陣及び執行役員に委任しており、職務権限規程や執行役員規程等により明確化されております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
現在当社は独立社外取締役を3名選任しており、独立社外取締役が取締役全体の60%を占めております。
3名の独立社外取締役が就任していることで、業務執行の状況を監督する取締役会の機能の強化に繋がっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しております。
3名の独立社外取締役は、それぞれ独立した立場から、これまでの豊富な経験および幅広い見識から取締役会などにおいて当社のコーポレートーガバナンス等の向上について率直・活発で建設的な意見を述べております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社では、現在5名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続的に推進していく規模として、適切と考えております。またその内訳は、各事業の経営や喫緊の課題に精通した社内取締役2名と、これまでの豊富な経験および幅広い見識を持ち、独立した立場から積極的に発言を頂ける社外取締役3名で構成されており、バランスのとれた構成としております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役候補者および取締役、監査役について兼職の状況がある場合は、有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】
当社では、全役員に対し年1回、取締役会全体（役割や運営等）に関する「取締役会アンケート」および議長と社外取締役、監査役との個別面談を実施した上で、取締役会でその結果を報告しております。本アンケートおよび面談における取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効性のあるものと判断しております。

1.取締役会の役割
取締役会規則に基づき必要な議題を選定し、適切な審議をもって意思決定を行っており、意思決定においては社外取締役および監査役は求められる役割・責務に照らして必要十分な機能を果たしております。
2.取締役会の運営
取締役会資料は事前に配布し、また必要に応じて個別に事前説明するなど、十分な検討時間を確保しております。また、当日の審議に必要な情報と資料は適宜適切に提供しております。
3.取締役会の構成
それぞれの幅広い経験を反映した価値観や多様な視点に基づき建設的な議論が行われる構成となっており、的確な審議と意思決定を行うにあたり適切な人数となっております。
4.課題
取締役会として以下の課題を共有しており、改善を図って参ります。
・中長期的な成長戦略に関する審議の充実
・中長期計画の進捗に関する定例報告の充実、議題ごとの審議・報告時間の整理による効率的議事運営

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】
取締役および監査役には、求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。
また、取締役および監査役の業務を行うにあたって必要な知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役および監査役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針のもと株主を含む投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを行っております。

（統括責任者）

管理本部管掌役員を統括責任者として、投資家との間で建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行っております。
(対話手段の充実)
対話の手段として、以下の取組みを実施し、対話の充実に努めております。
・半期ごとの決算説明会の実施および議事録要旨の開示
・個人投資家向け会社説明会の実施
・開かれた株主総会の運営
・当社ホームページにおける国内外投資家へ向けた会社関連情報開示の充実
(個別対話の実施)
上記のほか情報開示の公平性に留意しつつ、可能な限り個別に対話を実施しております。
(取締役会へのフィードバックの方法)
対話によって得られた投資家の意見等を集約し、必要に応じて取締役会にて報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鳥越　慎二	4,509,800	26.28
笹沼　泰助	2,685,700	15.65
フォルソム　リチャード　リー	1,346,300	7.84
フォルソム　夕起子	1,046,000	6.06
ダンドイ　ブレット	996,400	5.80
前波　範彦	265,100	1.54
野村信託銀行㈱(投信口)	224,600	1.30
住友生命保険相互会社	200,000	1.16
神谷　学	171,700	1.00
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	155,300	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には親会社や上場子会社は存在しておりませんが、関係会社が存在しております。関係会社のコーポレート・ガバナンスを尊重しつつも、グループ全体としてガバナンスを推進していく方針であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
余田　拓郎	学者											○
江幡　真史	他の会社の出身者											○
寺原　真希子	弁護士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
余田　拓郎	○	住友電気工業株式会社の出身であり、同社退職後、名古屋市立大学助教授等を経て、平成19年4月に慶応義塾大学教授に就任しました。 また、平成21年3月に株式会社竹尾の監査役に就任しました。なお、取引所が定める独立役員に選定しております。	大学教授として豊富な経験・見識を当社の経営に反映していただくため、又当社から独立の立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役に選任いたしました。
江幡　真史	○	株式会社ダイエー入社後、株式会社ダイエーオーエムシー（現　株式会社セディナ）代表取締役社長兼COO、同社取締役副会長、同社特別顧問を経て、平成27年6月退任しております。なお、取引所が定める独立役員に選定しております。	上場企業の代表取締役としての豊富な経験・見識を当社の経営に反映していただくため、又当社から独立の立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役に選任いたしました。

寺原　真希子	○	長島･大野･常松法律事務所入所後、銀座シティ法律事務所、メリルリンチ日本証券株式会社を経て弁護士法人東京表参道法律事務所共同パートナーに就任しました。なお、取引所が定める独立役員に選定しております。	弁護士としての豊富な経験･識見を有しており、当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、定期的にミーティングを開催して監査実施状況及び監査報告書の内容説明を受けているほか、必要に応じて適宜情報及び意見交換を行なっております。情報及び意見交換の場においては、監査役からは日常の業務監査で知り得た情報を会計監査人に伝え、会計監査人からは会計監査で得た情報の提供を受けることにより、監査の実効性が高まるよう努めております。

内部監査部門とは、監査方針･監査計画の相互説明と意見交換、所謂J-SOX法対応を含む内部統制システムの整備･運用状況についての社長宛報告会同席、常勤監査役による内部監査関連の報告書閲覧等の方法により、内部監査部門との情報共有を図りつつ、監査役･内部監査部門双方の監査の成果が高まるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀越　直	他の会社の出身者													○
林　隆夫	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

堀越　直	○	株式会社新生銀行の出身であり、平成17年2月に当社監査役に就任いたしました。なお、取引所が定める独立役員に選定しております。	株式会社新生銀行での営業、管理部門での勤務経験、人格、見識のうえで当社監査役に適任と考えられるため、選任しております。また、銀行での勤務経験等を通じて決算手続や財務諸表等の財務・会計に関して精通しております。
林　隆夫		当社監査役就任前における関係会社での勤務はございません。	日本軽金属株式会社での内部監査部門の要職および同社グループ会社監査役を歴任されており、人格、見識のうえで当社監査役に適任と考えられるため、選任しております。また、日本軽金属グループでの勤務経験等を通じて決算手続や財務諸表等の財務・会計に関して精通しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるという目的に照らし、付与対象者を設定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役それぞれの支給総額を開示しております。
2018年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりです。
取締役 6人 111百万円
監査役 3人 17百万円
計 9人 128百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役を補佐する専従者はおりませんが、職務を補助する人員、組織の設置を社外取締役及び監査役から要請された場合には、取締役及び監査役との協議により、適切な職務遂行に必要な業務補助を行う体制を整備いたします。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、当社の規模や当社の置かれている市場環境等を勘案し、機動的な意思決定と機動的な意思決定に基づく業務執行が行える体制であることが重要であると考えており、かつ、適切な意思決定を行うために、客観性・中立性や経営の監視機能を確保することが重要であると考えていることを理由として、以下の体制を採用しております。

<取締役会>
取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、5名（うち女性1名）の体制をとっております。取締役会は原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定しております。また、経営監督機能を強化し、業務執行に係わる意思決定の健全性を確保するため、社外取締役3名（うち女性1名）の選任を行っております。

〈責任限定契約〉
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

<監査役・監査役会>
監査役は3名（うち女性0名）の体制をとっており、監査役会は原則として毎月1回開催しております。また、監査役は取締役会に出席しているほか、当社グループ代表との意見交換会を適宜開催しております。また、常勤監査役は重要な社内会議への参加、各種議事録や稟議書類の確認等の活動を実施し、事業活動により近い位置での監査活動に注力することにより、経営監視機能を強化しております。なお、監査役の機能強化に係る取組みに関しては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1．機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】」に記載のとおりであり、実効性が高く、効率的な監査役監査を推進するため、監査役・会計監査人・内部監査部門の連携強化に努めております。

<会計監査人>
会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、監査役3名（うち女性0名）中2名（うち女性0名）の社外監査役を選任し、客観的活中立的な立場からの経営監視機能を確保するとともに、社外取締役3名（うち女性1名）を登用することにより、業務遂行を監督する取締役会の機能を強化しております。このように、経営からの独立性が高い監督機能の充実を図ることが合理的であると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に株主総会への参加をいただくため、集中日を極力避けて設定をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに年2回決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	TDnetによる開示資料、EDINET提出資料に加え、決算説明会実施時の説明資料等を、開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	経営に関連する情報については、TDnet及び当社Webサイト等を通じて適時開示しております。 情報セキュリティ強化の観点から「ISO/IEC27001（ISMS）」及び「JISQ15001認証」を取得しております。 従業員が仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け取組を実施 しており、東京都が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の「育児・介護休業制度充 実部門」と「長時間労働削減取組部門」において、優れた取り組みをしているとして認定されております。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき東京労働局長より認定を受け「次世代認定マーク」（愛称：くるみん）を取得し、「子育てサポート企業」、「健康経営優良法人2018（ホワイト500）」として認定されております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社および当社子会社(以下、ARMグループという。)の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1.ARMグループの取締役および使用人は、法令順守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ARMグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針、および行動基準等に定める。
2.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役および使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
3.内部通報制度の利用を促進し、ARMグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為、またはその恐れのある事実の早期発見、対策、および再発防止に努める。
4.取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
5.反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
6.内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正および改善の必要があるときには、すみやかに対策を講ずる。
7.上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1.取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料とともに適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存･管理することとする。
2.取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) ARMグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1.経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築･整備する。
2.経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うと共に、全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。
3.経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針およびリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
4.上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

(4) ARMグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1.取締役会は、取締役会が定める経営機構および職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
2.取締役会は、ARMグループの効率的な事業運営と経営の監視･監督体制の整備を行う。
3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
4.グループ全体の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一、および事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、グループ全体の適切な会議体を設置し、開催する。
5.連結ベースの事業計画に基づき、グループ全体の予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
6.グループ全体の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

(5) ARMグループにおける業務の適正を確保するための体制

1.ARMグループ各社は、ARMグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
2.ARMグループに属する会社間の取引は、関係法令･企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。
3. ARMグループにおける経営の健全性および効率性の向上を図るため、グループ会社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。
4.ARMグループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議および取締役会への付議を行う。
5.内部監査部門は、ARMグループ各社の法令および定款、規程の遵守体制についての監査を実施または統括し、ARMグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
6.ARMグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
7.ARMグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、一層の統制強化をはかる。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1.実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。
2.監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。

(7) ARMグループの取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

1.ARMグループ各社の取締役社長は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。
2.ARMグループの取締役および使用人等は、当社の監査役に対し事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
3.取締役および使用人は、法令･定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、すみやかに監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1.ARMグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。
2.ARMグループの取締役および使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。

3.ARMグループの取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

⑼ 上記⑺の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行ったARMグループの取締役および使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

⑽ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求に対しては断固とした対応を取ることとしております。

⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
・反社会的勢力への対応方法等について、マニュアルを整備し、従業員への周知徹底を進めております。
・新規に取引を実施する先については、反社会的勢力であるかどうかチェックを実施したうえで、取引を開始しております。
・弁護士等の外部専門機関と日頃から連絡を取り、連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。
・社内において反社会的勢力に関する教育研修を実施し、反社会的勢力との対応について周知徹底を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。株主価値の最大化を目指す経営を行うことが当社グループの経営陣の基本方針であると同時に、買収に対する最も有効な対策であると考えております。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

〔適時開示の概要〕
1．適時開示に対する基本方針
当社グループは、株主の皆様、顧客、従業員、取引先、社会といった、会社を取り巻くステークホルダーと健全かつ良好な関係が築かれ維持され、長期安定的な成長を遂げることが経営の最重要課題の一つであり、そのことを実践することにより株主の皆様の利益の最大化を図ることができるものと確信いたしております。このような観点から、当社は関係法令及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」に従い、投資家への適時開示に取り組んでいくと同時に、関係する全てのステークホルダーに対して公平に企業情報を開示し、経営の透明性･信頼性の高い情報開示体制を構築することを通じて企業価値の向上に努めてまいります。

2．会社情報の適時開示に係る社内体制の状況
当社グループの適時開示体制としましては、業務分掌と担当部署を明確化しグループ内に周知徹底させることにより迅速かつ網羅的な会社情報の収集を実現し、各担当部署が各適時開示情報について責任を持つだけでなく、管理本部統括担当取締役が、情報取扱責任者として会社情報の適時開示を統括しております。適時開示にあたっては、当社は開示内容及び開示の迅速性に留意しており、各部は重要な決定事実や決算情報について、社内規程に基づく報告や各部の定例会議により会社情報の収集、集約を行い、当該情報を担当責任者と情報取扱責任者及び社長を含めたメンバーが定期的に開催するミーティングにおいて開示の必要性を検討いたします。
会社情報の管理にあたっては、「機密情報管理規程」及び「内部者取引防止管理規程」を定め、該当情報に接する者を最小限に留めるとともに、機密保持、該当情報の漏洩防止、インサイダー取引の防止を徹底しております。
さらに、遅滞ない開示が求められる発生事実につきましては、緊急の取締役会を開催し、審議及び決議を行い、速やかに開示いたします。
適時開示に係る組織体制図は概要図のとおりです。

3．適時開示体制の管理と見直し
当社グループでは、社内各部門の業務運営について、内部監査部門が定期的に監査を行う体制となっております。また監査役は、取締役会への出席や取締役からの報告聴取等により取締役の職務執行を監視する体制となっており、会社情報の開示に関するモニタリングにも留意しております。

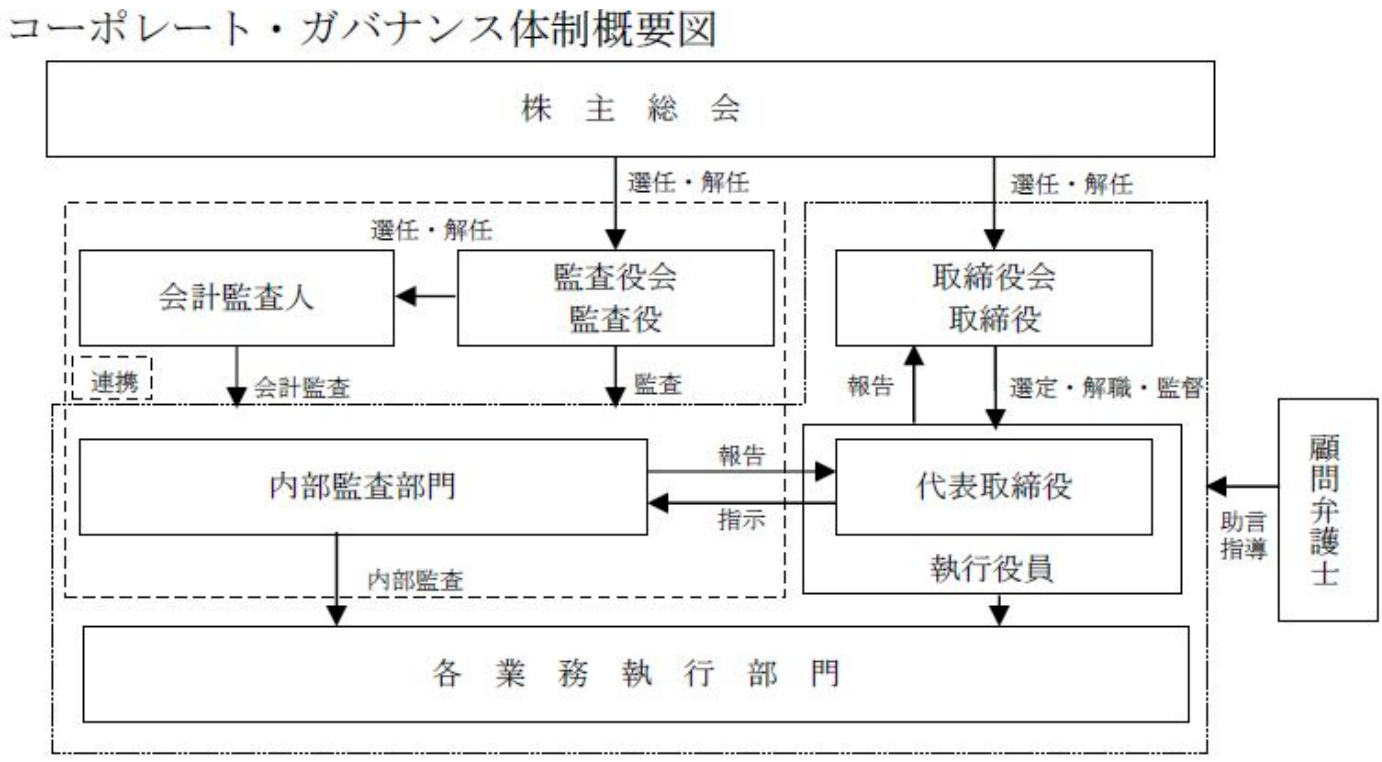

情報開示体制図

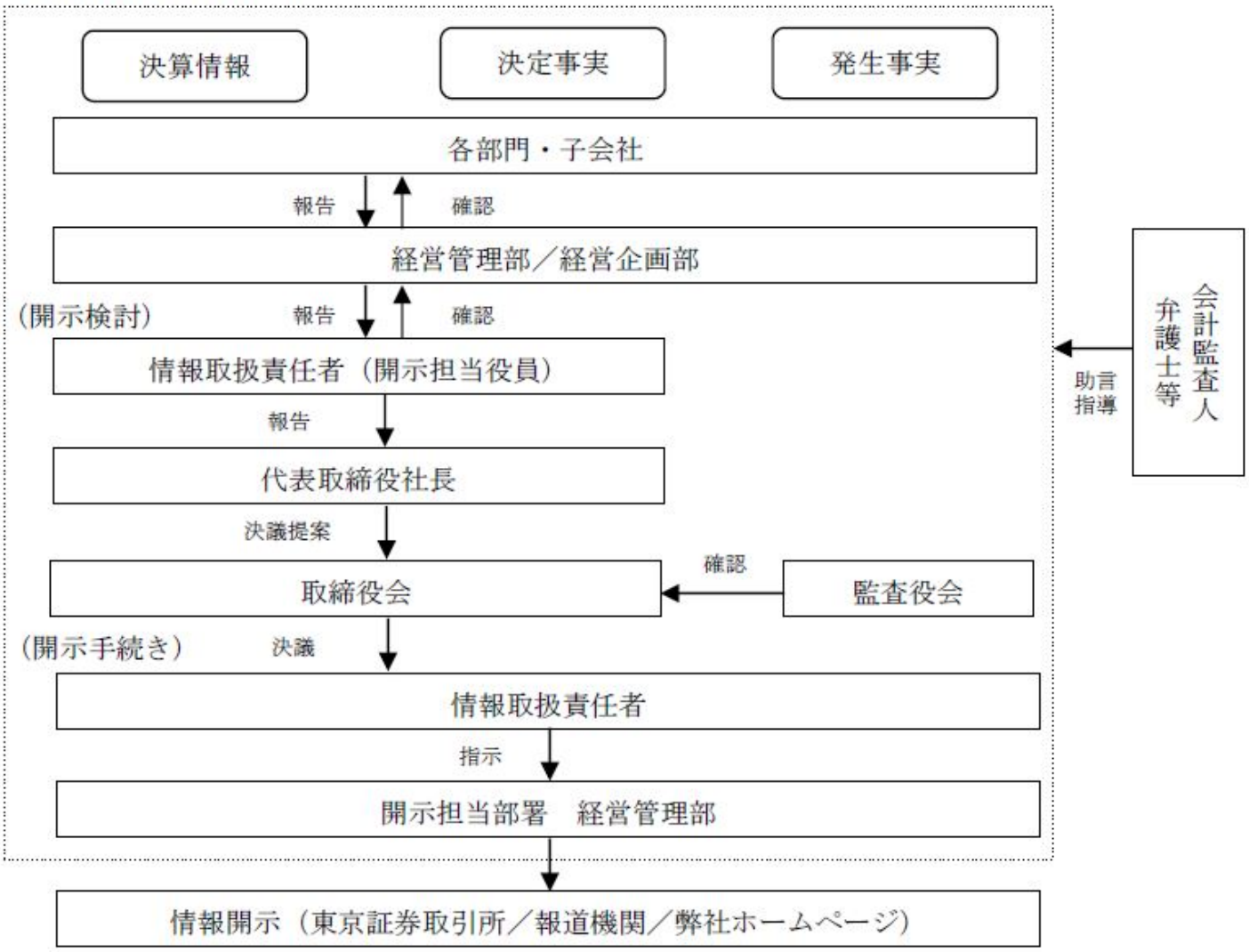
決算情報
決定事実
発生事実
各部門・子会社
報告
確認
経営管理部／経営企画部
（開示検討）
報告
確認
情報取扱責任者（開示担当役員）
報告
代表取締役社長
決議提案
確認
取締役会
監査役会
（開示手続き）
決議
情報取扱責任者
指示
開示担当部署　経営管理部
情報開示（東京証券取引所／報道機関／弊社ホームページ）
会計監査人
弁護士等
助言
指導